

## 板橋区障がい者計画2023及び障がい福祉計画(第6期)・ 障がい児福祉計画(第2期)の策定について

### 1 計画の策定にあたって

#### (1) 策定の背景・目的(本編1ページ)

区は、平成28年3月に、板橋区地域保健福祉計画「地域でつながるいたばし保健福祉プラン2025」(以下「地域保健福祉計画」)を策定した。地域保健福祉計画は、保健・福祉分野における基礎的な計画として、法定の「老人福祉計画」や「障がい者計画」を包含し、分野別の将来像、基本目標を掲げ、関連施策を推進してきた。

そのような中、社会福祉法が平成29年5月に改正され、地域保健福祉計画は、各福祉分野における共通事項を定めた上位計画として位置付けることとされたことから、地域共生社会の実現に向けて平成31年1月に改定されている。

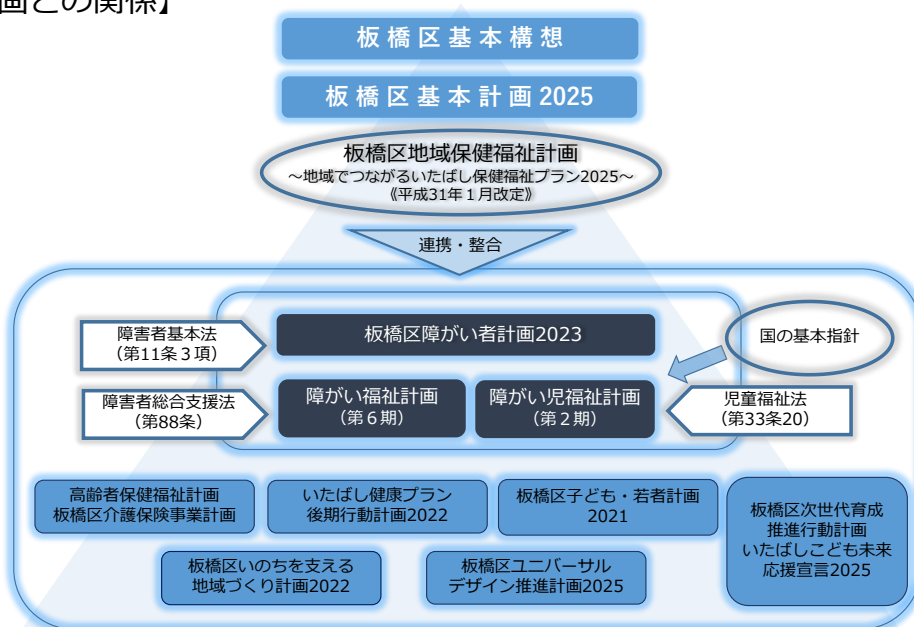
今般、「板橋区障がい福祉計画(第5期)」・「板橋区障がい児福祉計画(第1期)」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、令和3年度からの新たな計画を策定するにあたり、区の障がい者福祉の基本方針を定める「障がい者計画」を併せて策定する。

#### (2) 計画の位置付け(本編2ページ)

- **障がい者計画**は、区の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」にあたる。
- **障がい福祉計画・障がい児福祉計画**は、国の基本指針に基づき、障がいのある方又は障がいのある児童の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る、成果目標を設定するとともに、サービス必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための計画である。

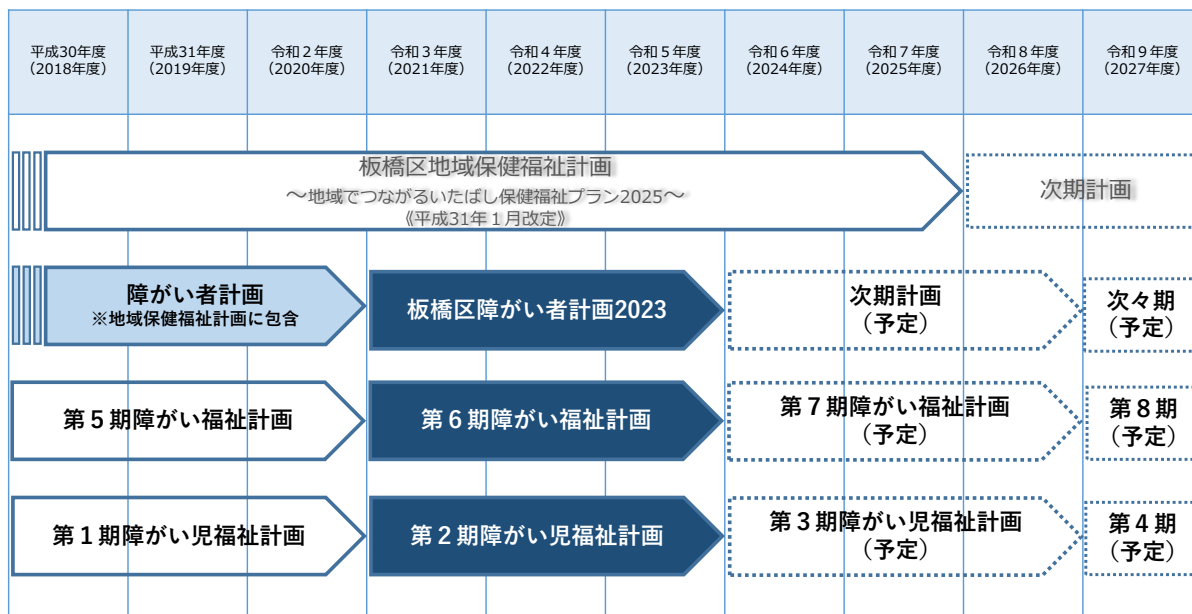
それぞれ、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「市町村障害福祉計画」、「市町村障害児福祉計画」にあたり、障がい者計画の実施計画に相当する計画である。

#### 【他の計画との関係】



### (3) 計画の期間（本編4ページ）

障がい者福祉計画（第6期）及び障がい児福祉計画（第2期）は、国の基本指針に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間で計画期間とする。障がい者計画についても、令和3年度から令和5年度までの3年間で計画期間とし、これら3つの計画の連携により、計画的に施策・事業の展開を図っていく。



## 2 板橋区障がい者計画 2023 の基本的な考え方

### (1) 基本理念（本編16ページ）

つながり、支え合い、認め合い、自分らしく安心して暮らし続けられるまち

障がい者計画の上位計画である地域保健福祉計画においては、区の地域福祉を持続的に推進していくため、国際社会共通の目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」がめざす「誰一人として取り残さない」社会の実現を福祉の視点に取り入れ、地域力を生かした地域共生社会の構築をめざしている。

また、改定前の地域保健福祉計画に掲げる障がい者（児）分野の将来像のほか、第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画に掲げる基本目標を踏まえ、人々の関係、支援の輪が切れ目なく「つながり」、多様な主体が互いを「支え合い」、様々な個性を「認め合い」、誰もが自分らしく安心して暮らし続けられるまちをめざし、今回策定する障がい者計画の基本理念を「つながり、支え合い、認め合い、自分らしく安心して暮らし続けられるまち」とする。

### (2) 基本目標・施策の体系（本編16～18ページ）

基本理念を具現化するために、次の3つの基本目標を設定し、基本目標に基づく障がい者施策の展開を図っていく。

## 【基本目標 1】 自分らしく生き生きとくらするまち

生活や生き方を自分で選択・決定し、適切な支援を活用できる環境を構築するため、円滑にサービスにつなげる相談支援や障がい福祉サービスの充実・質の向上に取り組むとともに、障がい特性に応じた支援の提供、障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実を図っていく。

施策 1 相談支援の充実

施策 2 障がい者福祉サービスの充実と質の向上

施策 3 特性に応じた支援の充実

施策 4 障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実

## 【基本目標 2】 安心して地域でくらし続けられるまち

障がいのある人の多様な生き方を実現する社会参加の促進に向けて、経済的な自立を支える就労の拡大や居住の場の整備、災害時などにおいても安全で安心なくらしが確保できる環境を整えていく。

施策 1 障がいのある人の就労の拡充

施策 2 多様な生活の場の整備

施策 3 安心・安全なくらしの確保

施策 4 文化芸術・スポーツ・余暇活動の推進

## 【基本目標 3】 つながり、ともに支え合うまち

つながり、ともに支え合うまちの実現に向けて、虐待防止や差別の解消などの権利擁護を推進していくとともに、心のバリアフリーとして、意思疎通支援や地域交流機会の充実を図り、障がいや障がいのある人への理解促進に取り組んでいく。また、誰もが住みやすいまちづくりとしてユニバーサルデザインを推進していく。

施策 1 差別解消・権利擁護の推進と地域交流の促進

施策 2 福祉のまちづくりの推進

### (3) 板橋区障がい者計画 2023 における重点項目（本編 19～21 ページ）

地域保健福祉計画における重点施策や、第 5 期障がい福祉計画及び第 1 期障がい児福祉計画における事業の進捗状況を踏まえた課題のほか、板橋区障がい者実態調査結果や板橋区地域自立支援協議会などの意見、国の基本指針を踏まえ、次の 5 つを重点項目と位置付け、取り組みを進めていく。

#### 重点項目 1 相談支援体制の充実（基本目標 1）

障がいに応じた相談のできる環境や早期発見につながる環境の構築に向け、計画相談に関する環境の充実や基幹相談支援センターの機能強化、児童発達支援センターの機能充実による未就学期の療育の充実などに取り組む。また、発達障がい者支援センターと子ども発達支援センターの連携及び機能強化を図り、それぞれの強みを活かした相乗効果による、発達障がい者支援の充実に取り組んでいく。

#### 重点項目 2 障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実（基本目標 1）

障がいのある子どもの成長に応じた継続的かつ発展的な支援の提供に向け、各ライフステージごとに、障がいの特性に応じた切れ目のない支援を図るべく、関係機関との連携・協力体制を構築する。

また、障がいのある・なしにかかわらず、ともに学び・成長するための環境のほか、医療的ケアなどを必要とする子どもへの支援体制の整備として、医療的ケアの必要な子どもの受け入れが可能な児童発達支援事業所の整備に加え、保育園や学校をはじめ、様々な場面や環境における受け入れの実現に向けた検討や対応を進めていく。

### **重点項目3 地域生活支援拠点等の整備（基本目標2）**

障がいのある人が安心して地域で暮らし続けることのできる環境を構築していくため、板橋区地域自立支援協議会などにおける検討を進め、基幹相談支援センターを中心とした相談体制や専門性の確保のほか、地域の体制づくりを進めていくとともに、民間事業所や関係機関と連携し、自立した生活に向け訓練などを行う「体験の機会・場」の確保や緊急時の受入・対応を図っていく。

### **重点項目4 障がいのある人の就労の拡充（基本目標2）**

障がいのある人が、自らの選択により、自分に合った仕事に就き、働き続けられる環境の構築に向けて、一般就労の機会や福祉施設における就労の充実など、障がい特性を踏まえた多様な仕事や就労形態の創出に取り組んでいく。

また、障がい者就労支援センター（ハート・ワーク）の機能強化や、関係機関などとの連携を強化し、障がいのある人や企業への就労支援・職場定着支援のさらなる充実を図っていく。

### **重点項目5 障がい者差別の解消及び権利擁護の促進（基本目標3）**

障がいのある人の自立や社会参加に向けて、障がいや障がいのある人に対する理解のさらなる促進とともに、障がい者虐待に関する迅速かつ確実な対応はもとより、障がい者への差別も含めた普及啓発の充実に取り組むことで、地域全体での見守りや対応できる環境の創出・地域づくりにつなげていく。

## **3 障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）【調整中】**

国の基本指針に基づき、令和5年度の目標設定と目標達成に向けた方策及びサービス必要量の見込みと確保の方策などについて記載する。

## **4 策定体制**

### **（1）区内部組織**

上位計画にあたる地域保健福祉計画の策定体制である地域保健福祉計画推進本部（庁議）及び同幹事会(部課長級)を基本とし、併せて障がい福祉部会(係長級)を設置する。

### **（2）策定委員会**

学識経験者、保健医療関係者、障がい当事者等、障がい福祉関係機関、区民代表（公募委員）で構成される障がい福祉計画等策定委員会を設置する。

### (3) 当事者等の意見の反映

区民意向調査のほか、板橋区地域自立支援協議会への報告、パブリックコメントを実施するとともに、関係団体との意見交換などを行い、当事者等の意見を反映していく。

## 5 今後の策定スケジュール

令和3年3月の策定に向け、計画案の各段階において、庁内検討会、板橋区地域自立支援協議会、策定委員会、区議会健康福祉委員会、パブリックコメントなどで広く意見を伺いながら進めていく。

令和2年						令和3年		
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
骨子案作成		素案作成		パブリック コメント		計画調整		策定

部会(係長級)	○		○			○		
幹事会(部課長級)	○		○			○		
自立支援協議会	○			○			○	
策定委員会	○		○				○	
推進本部(庁議)		○		○			○	
健康福祉委員会		○			○			○